

事務連絡
令和6年5月22日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」に実施について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、「団体経由産業保健活動推進助成金」は、令和6年5月20日より、令和6年度分の受付を開始することとなりましたので、ご連絡いたします。

この助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等からの健診診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体は1,000万円））を助成するものです。

また、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師を積極的にご活用ください。

なお、詳細は別添のリーフレットのほか、必要に応じて、以下の申請先である独立行政法人労働者健康安全機構のHP内の本助成金の支給要領、手引き等をご参照ください。

つきましては、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考

独立行政法人労働者健康安全機構 助成金紹介HP

URL <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



鳥取労働局HP「令和6年度「団体経由産業保健活動推進助成金」について」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02037.html

